令和２年５月１２日

小・中学校保護者 様

幸手市教育委員会

令和２年度夏季休業日の期間変更について

日頃より、本市の教育に御理解と御協力をたまわり感謝申し上げます。

さて、コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内小中学校の休業を５月３１日までとし、６月１日からの学校再開に向けて準備を進めているところでございます。

しかしながら、臨時休業の延長によって本来予定されている授業時数を確保することが難しい状況にあります。そこで、令和２年度夏季休業期間を下記のとおり変更し対応することとします。

保護者の皆様におかれましては、引き続き、御家庭におけるお子様の健康状態の把握とともに、家庭における学習について御配意くださるようお願いします。

記

１　令和２年度夏季休業期間

令和２年８月８日（土）から令和２年８月１９日（水）までの１２日間

※１学期終業式は令和２年８月７日（金）

２学期始業式は令和２年８月２０日（木）とします。

短縮授業等の対応については、後日連絡いたします。